

新潟リハビリテーション大学

新潟リハビリテーション大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2021（平成33）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1995（平成7）年に設立された新潟リハビリテーション専門学校および2007（平成19）年に設立された新潟リハビリテーション大学院大学を前身とし、2010（平成22）年に医療学部、リハビリテーション研究科を有する単科大学として、新潟県村上市に開学した。設置母体である学校法人北都健勝学園の建学の理念を受け継ぎ、「人の心の杖であれ」の精神を礎とした崇高な倫理観と医療人としての厳格さと慈愛を併せ持つ全人教育を目指している。

1 理念・目的

学部、学科、学科内専攻の教育研究上の目的は「学則」に、大学院研究科、各コースの教育研究上の目的は「大学院学則」に明確に定められている。理念・教育研究目的、人材養成の目的は明確であり、医療系分野に特化した大学として、地元市、周辺県の医療機関等の人材養成の期待に応える大学を目指すことが明確に示されている。理念、目的等は「学則」『学生便覧』『大学案内』『学生募集要項』『年報』、ホームページを通じて教職員や学生はもとより広く社会一般に対して周知・公表されている。特に、学部学生、大学院学生に対しては入学時に建学の理念、教育目標等をスライドを用いて説明し、学部学生には理念、使命を記した学生証サイズのカードを随時携帯させるなど、学生への浸透を積極的に図っていることは評価できる。

理念・目的の適切性に関しては、「自己点検・評価委員会」において定期的に検証が行われている。さらに、新潟リハビリテーション大学院大学の設置以降、毎年『事業報告書』『事業計画書』『年報』を作成して教育研究の理念・目的や運営上の検証を行っている。しかし、『事業報告書』『事業計画書』について、その作成主体は法人であり、大学の関与の程度が不明確であることから、法人側と教学側の役割を明確にすることが望まれる。

2 教育研究組織

貴大学の理念・目的に基づいて、1学部、1研究科および新潟リハビリテーションクリニックを設置し、貴大学の理念・目的を実現するために、ふさわしい教育研究組織を設置している。

学部については、理学療法学専攻および言語聴覚学専攻から構成されており、さらに、2013（平成25）年度には、総合リハビリテーションを目指す見地から、作業療法学専攻が新設された。研究科については、広範なリハビリテーション研究領域の中、リハビリテーション医療学専攻に高次脳機能障害コースと摂食嚥下障害コースの極めてユニークな2コースを設置している。これら学部・研究科が取り扱う領域は、いずれも我が国の高齢社会において要請が強く、学術の進展が熱望されている専門的な分野である。さらに、貴大学の立地は、一層高齢化が進んでいる地域にあり、地元住民からの強い期待が寄せられている。

教育研究組織の適切性については、「自己点検・評価委員会」が教員の業績等が記載されている『年報』を中心に検証が行われているものの、その権限、手続が明確ではなく、検証体制としては不十分であるので、改善が望まれる。

3 教員・教員組織

大学全体

教員に求められる能力・資質等を、「教員人事委員会規程」および「教員採用及び昇任規程」に定め、学校教育法ならびに大学設置基準などを満たすように教員を配置し、教育目的にかなう教育能力を有する優れた人材を確保できている。しかし、これら規程のみでは、大学が求める教員像について明確化されているとはいいがたく、教員組織の編制方針として十分なものではない。今後は学部・研究科ごとに適切な方針を設定することが望まれる。

教員の採用については、「教員人事委員会」において、専任教員だけではなく兼任教員も対象に「教員採用及び昇任規程」に則り、適切に採用している。また、教員の募集については、ホームページ等による公募により行われており、「教員採用及び昇任規程」に則り実施している。教員の昇格については、各専攻内での要望に基づいて人事委員会委員から発議され、教員の昇任の必要があると認められたときに、理事長の承認を経たうえで決定することとしている。

教員・教員組織の質の維持・向上を図る取り組みとしては、「ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会」が中心となって、昼食時に、質疑応答等の機会を設定して研究能力の向上、研究活動の活性化に努めるための「ランチョンセミナー」や年2～3回の「FD研修会」などが実施されている。また、教員は大学運営に関わる複数の委員会に所属して活動していることから、教育・研究や管理・運営

に関わる諸問題を共有できる環境にある。

教員組織の適切性を検証する仕組みは整備されていないため、検証システムを構築し、教員組織を適切に維持していくことが今後の課題である。

医療学部

理学療法学と言語聴覚学の2専攻を置いているが、それぞれの専任教員数は一方に偏ることなくバランスの良い配置となっている。専任教員一人あたりの学生数は専攻により差があるが、少人数教育が担保されている。ただし、一般教養分野を担当する教員の配置が極めて少なく、この点の配慮が望まれる。また、教員組織として高年齢層の割合が高いため、今後の人事計画における改善に期待したい。

教員の教育研究活動の業績評価については、「自己点検・評価委員会」を中心に、2012（平成24）年度の実績に基づく教員評価のための個人調書を作成し、実施する予定としている。

リハビリテーション研究科

教員組織は、基本的に学部教員の兼務となっているが、大学院設置基準に定められた教員数および教授数を満たしている。学部設置に伴い、新たに採用された教員の中から研究科教員として適格な教員を「教員採用及び昇任規程」に基づいて選考・採用しており、透明性も担保されている。ただし、教員の年齢構成が高くなっており、職位についても教授に比べて准教授および講師が極端に少ないため、改善が望まれる。

教員の教育研究活動の業績評価については、大学院学生による授業評価アンケートの結果から導き出される具体的な数値によって評価している。そのアンケート結果は全教員に配布され、教員には結果に対する所見の作成・提出を義務づけている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学全体

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性については、学部においては「学部教授会」および「教務委員会」、研究科においては「研究科委員会」および「大学院教務部」において検証が行われているとされているが、その責任主体、組織、権限、手続きは、明確ではない。今後は、検証プロセスを明確にし、適切に機能させるよう改善が望まれる。

医療学部

「1. 崇高な倫理観と医療従事者としての使命感を常に有する人材の育成、2. 地域社会に貢献できる人材の育成、3. 文化教養に精通し、国際社会に貢献できる人材の育成」という教育目標を明示し、専攻ごとに、「人間の尊厳に対する高い倫理観と豊かな感性」など専門職として課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などと定めた学位授与方針を設定している。また、「教養・専門基礎・専門の3部構成による教育課程」を編成するなどの教育内容・方法に関する基本的な考え方を定めた教育課程の編成・実施方針も設定している。学位授与方針と教育課程の編成・実施方針については適切に連関しており、社会一般に対してホームページに記載するなど周知・公表しているが、『学生便覧』にも記載することが望ましい。

リハビリテーション研究科

「生命の根源となる摂食・嚥下機能、あるいは人間の最も高度な機能である高次脳機能において、困難を抱えている患者さんや家族に対して、適切な配慮や援助ができる有能な医療従事者、教育者、研究者を育成する」という教育目標を明示し、「高度な知識の活用能力、批判的・論理的思考力、表現能力、プレゼンテーション能力」などの専門職として課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などと定めた学位授与方針を設定している。また、「教育課程を共通科目と専門科目の2段階に分け、その多くを1年次に履修させる」などの教育内容・方法などに関する基本的な考え方を定めた教育課程の編成・実施方針を設定しており、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は適切に連関している。学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は『学生便覧』およびホームページに明示している。

(2) 教育課程・教育内容

大学全体

学部においては、教養分野、専門基礎分野、専門分野の3つの分野の授業科目を学年進行にあわせて、順次的・体系的に教育課程を編成し、研究科においては、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーション領域の国家資格を有する者を対象とした教育課程を編成し、貴大学の理念・目的を反映した教育内容となっている。

医療学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、教養分野科目は、医療人を目指すために必要な幅広い知識と豊かな人間性を養えるように編成し、多数の各専攻共通科目を開

講している。専門基礎系科目は、「解剖学」や「生理学」など全専攻において重要な科目であるため、全科目必修としている。専門科目である臨床実習は1年次から4年次まで配置されている。臨床実習の前には、学内実習を履修させるなど、臨床実習に向けての教育が充実しており、学生の順次的・体系的な履修への配慮がうかがえる。ただし、「生理学」「心理学」「運動学」「整形外科学」などの重点科目および選択科目において、担当教員における専任教員の占める割合が低いため、授業外学習の機会を提供できるよう、改善が望まれる。

教育課程の適切性を検証するための責任主体・組織、権限、手続きについては明確ではないのでこれらを明確にし、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげていくことが求められる。

リハビリテーション研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、1年次前期では共通科目、1年次後期では専門科目を開設し、教育課程を体系的に編成しており、学生の順次的・体系的な履修への配慮がうかがえる。研究指導については、1年次後期から修士論文作成に必要な知識・技術指導を行い、2年次からの研究に備えており、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせて教育を行っている。

社会人学生が受講しやすいように、時間割編成時には個別に希望を聞いて授業開設期日の設定を行うなど、きめ細やかで柔軟な対応は評価できる。

教育課程の適切性を検証するための責任主体・組織、権限、手続きについては、2009（平成21）年に「カリキュラム検討委員会」を立ち上げ、大学の理念・目標のさらなる実現を目指して、カリキュラムのスリム化や導入教育の充実などの改革を実施している。また、学生数の確保を念頭に置き、コース内容の確認を毎年実施している。

(3) 教育方法

大学全体

シラバスは、統一した書式を用いて作成され、学生にあらかじめこれを公表している。しかし、シラバス掲載の内容と実際の授業の妥当性を検証するため、担当教員により講義終了後『講義録』に内容を記載することで照合しているものの、検証体制としては十分ではないので、改善が望まれる。

医療学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、適切な教育方法がとられている。各授業科目は、教授内容の性質に従い、授業形態を「講義」「演習」「実

験・実習」の3つに分けている。科目登録については、チューターによる個別指導により、受講すべき科目、必要単位数など、学生の能力に応じた科目の選択にあたり助言を与えている。

「FD委員会」の主導により、すべての授業に対して「講義に関するアンケート」を実施し、教育成果について定期的な検証を行い、全教員に書面で配布し、改善案の提出を義務付けており、教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている。

リハビリテーション研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、適切な教育方法がとられている。コースワーク科目の講義は少人数で実施され、個々の理解度に配慮した指導が行われている。リサーチワークは、研究計画に基づいて実施され、研究テーマは1年次の9月までに決定したうえで、「研究計画書」および「倫理審査申請書」を作成し、全教員でそれらの審査を行っており、修士論文中間発表会を経て、論文審査・発表審査・最終試験を実施している。

「FD委員会」の主導により、すべての授業に対して「授業評価アンケート」を実施し、教育成果について定期的な検証を行い、全教員に書面で配布し、改善案の提出を義務付けている。また、組織的研修を定期的に行い、教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている。

(4) 成果

医療学部

学位授与にあたっては、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与するとしている。卒業要件は「学則」に定められ、『学生便覧』などに明記され、あらかじめ学生に対して明示されている。なお、完成年度を迎えていないため、現時点では、まだ卒業生を輩出していない。教育の満足度に関するアンケートの結果において、学年進行に伴い大きく満足度が低下しているため、アンケート自体の手法の検討も含めてその要因分析と改善にむけた具体的な対策が望まれる。また、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発は行われていないので、今後の検討が望まれる。

リハビリテーション研究科

学位授与にあたっては、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与している。修了要件は「大学院学則」「授業科目の履修方法、試験・評価規程における施行細則」「学位規程」に沿って判断され、「研究科委員会」において審査および最終試験を実施しており、『学生便覧』などにより学生にもあらかじめ

め明示している。ただし、学生の学習成果を測定するための評価指標については、将来的にGPA評価を導入するとされているが、現在は評価指標が作成されていないので、今後の検討が望まれる。

学位論文審査基準については、『学生便覧』に明記され、あらかじめ学生に明示されている。修士論文および発表の審査には、客観性・透明性・厳格性を確保するために、研究科の全教員の評価によって判定し、最終試験には指導教員が関与しない仕組みが確立されていることは評価できる。

5 学生の受け入れ

医療学部

学生の受け入れ方針については、「理学療法における専門的知識や技術を身につけるために十分な基礎的学力を有する学生を受け入れる」などと定めており、『学生募集要項』、ホームページ、パンフレットにも掲載し、受験生を含む社会一般に公表している。

学生募集については、「広報委員会」が募集活動結果を分析し、次年度の活動計画を策定している。2012（平成24）年度は新潟県近隣の91校に指定校の依頼を行っている。具体的な選抜方法は「AO」「指定校推薦」「公募推薦」「社会人」「大学入試センター利用」「一般」の6区分であり、多様な入試方法により学生の受け入れ方針に基づいた選抜を実施している。採点は複数担当者で行い、合否判定では受験者が特定できない形で審議され、公正かつ適切に入試選考が行われている。ただし、学部の両専攻の入学者数の格差から、学生募集と入学者選抜の実施方法の整合性がとれているとはいえない。

入学者選抜については、「入試委員会」において学生募集計画を策定し、選抜方法を定期的に検証している。入学選抜方法の基本方針は入試広報課で企画し、「入試委員会」「教授会」で審議されている。ただし、定員管理については、年々解消傾向にあるものの、収容定員に対する在籍学生数比率が低く、専攻により大きく異なっているので、改善が望まれる。

リハビリテーション研究科

学生の受け入れ方針については、「リハビリテーション医療に関する基本的な知識を持ち、さらに高度な専門的知識や技術の修得に関心があり、積極的・創造的に研究に取り組む意欲がある人」などと定めており、『学生募集要項』、ホームページ、パンフレットにも掲載し、受験生を含む社会一般に公表している。

入学者選抜の実施は小論文と面接および書類審査により選考している。公正を期する点から、研究科の全教員が交代で携わる形式としている。しかし、社会人学生

の獲得に力を入れているものの、入学者数が少ないため、さらなる改善が必要である。

入学者の選抜方法については「入試委員会」において学生募集計画を策定し、選抜方法を定期的に検証している。入学選抜方法の基本方針は入試広報課で企画し、「入試委員会」、「研究科委員会」で審議されている。ただし、定員管理については、収容定員に対する在籍学生数比率が低いので、改善が望まれる。

6 学生支援

学生支援に関する基本方針は「人間性に満ち溢れた愛情と正直さを持ち合わせたごまかしや偽りのない、圧力に屈したり社会の風潮に流されたりしない堅固な道義心を持ち、自分に誠実な人、自分の考えることを言葉に出せる誠意に満ち溢れ、社会に溶け込めるような学生指導を行うことにある」と定められ、教授会および「連絡会議」により、教職員に周知されている。

学修支援については1クラスにつき1名のアドバイザー、学生10名～20名につき1人のチューター制をとってきめ細かい学修支援を行っている。退学、留年の理由等の把握はできているが、2011(平成23)年度は1年次の退学者が8名出ており、学業不振によるものが多数を占めていることから、現在の学修支援体制の検証が必要である。補習・補充教育は、入学前教育、初年次教育、2年次以降の補習・補充教育、国家試験受験対策と体系化されているが、その効果については検証されていない。

進路支援については、学科長をキャリア支援室長とし、教員が専攻ごとに必要に応じて支援を行っているが、組織的、日常的に進路支援を行う体制が必要である。また、2年次生を対象に「高等教育コンソーシアムにいがた」を通じて「キャリア発見講座」への参加を促し、他大学との交流を持つことで進路選択に必要な情報を収集できる機会を設定しているが、ここ数年間にわたり参加実績がなく、キャリア支援の在り方についての検証が求められる。3年次生を対象として専門家の講演を行い、進路に関するアンケートを実施し、希望進路に即した実習が行えるようにしている。

経済的支援については日本学生支援機構、新潟県、あしなが育英奨学金のほか、大学独自に「新潟リハビリテーション大学奨学金」を設けており、全体の58.4%が利用していることから、制度面では整っているといえる。

健康相談室を設置し、精神科医、臨床心理士による常時相談体制がとられている。学生相談室には精神保健福祉士を配置し、メンタルヘルスのサポートを行っている。ハラスメント防止と被害者救済のために「ハラスメント防止委員会」、専用の相談窓口を設け、「ハラスメント防止の手引き」を作成、配布し、ガイダンスや面談を

通じて周知している。

学生支援の適切性については、「学生委員会」において検証されているが、就職支援に関しては、キャリア支援室との権限・役割の分担が不明確である。また、2013（平成25）年度から始動した学生支援室は、これまでの「学生委員会」で担ってきた学修、生活、進路支援を統合し、専任職員も配置されるため、今後の取り組みに期待するが、学生支援室の関連規程が策定されておらず、組織上の位置づけも規程上不明確であるため、改善が望まれる。

7 教育研究等環境

学生の学修、教員の教育研究環境については、明確な方針はないものの、大学設置基準に則り、十分な校地・校舎・施設・設備を整備している。

教育理念・目的、人材養成を達成するために、講義室、各種実習室、教員用研究室、図書館、体育館、運動場などは整備されており、校地、校舎面積は大学設置基準を上回っている。学生の学習環境については、学生自習室、図書館、情報処理室に加えて未使用の部屋を開放して自習室を確保するなど便宜を図っている。

校内バリアフリーについては、必ずしも十分とはいえない面があるが、図書館はバリアフリーで車椅子や障がい者も利用できるような環境に配慮している。

図書館は、教育研究上の目的や人材養成の目的に関わる領域の書籍を中心に整備が進められており、毎年その蔵書数は増加している。専門学術雑誌に加えてオンラインジャーナルで複数契約するなど教員の教育研究活動や大学院学生の研究活動を支援している。新潟県大学図書館協議会に加盟し、教職員、学生は県内大学の図書館を自由に利用できるシステムを整備している。また、司書資格を有する専任職員を配置している。

研究科の教員は研究時間の確保が課題となっているため、裁量労働制を採用して研究業務の確保に努めている。大学院学生によるティーチング・アシスタント（TA）制度が制度化されており、学部の教育環境の充実に努めている。「倫理委員会」を設置して、厚生労働省の「臨床研究倫理審査委員会報告システム」に登録して審査結果を広く公表している。

教育研究環境の適切性については、「大学運営委員会」において検証が行われているが、その手続および責任主体が明確にされていないので、方針を作成するとともに、検証体制を構築するよう、改善が望まれる。また、学生生活満足度調査を実施し、検証しているが、検証結果を学生にフィードバックすることに関しては今後の課題である。

8 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献については、貴大学の存在する意義・目的に直結する重要な活動と位置づけており、可能な限り社会との連携・教育を行うことが大学・学部・研究科の方針とされているが、明確な社会連携・社会貢献に関する方針は定められていない。

「学術委員会」「学生委員会」「広報委員会」が主体となり、研究成果の発信や社会との連携・協力を積極的に推進している。また、地域連携推進室を設置し、大学が保有している人的・物的な資産を積極的に公開している。具体例として、セミナーの開催による専門職のレベルアップ、「新潟県高等教育コンソーシアム」を通じた他大学との連携・協力、地元地域での健康講座への講師派遣、村上市の「介護認定委員会」への委員派遣、地域社会に対する図書館・講義室・体育館の開放等を行っている。しかし、依頼があつてからの取り組みが多く、受け身での活動となっているため、主体的に取り組むことが望まれる。

社会連携・地域連携の適切性については、地域連携推進室が主体となって検証が行われているが、その責任主体・組織・権限・手続き等については明確ではないので、方針を作成するとともに、検証体制を構築するよう、改善が望まれる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

意思決定プロセスや、権限・責任、中長期の大学運営のあり方を明確にした管理運営方針は定められていないため、策定するよう改善が望まれる。

学長、副学長、学部長などの権限は「学則」「大学院学則」において定められている。最高意思決定機関である「大学運営委員会」の詳細を定めた「大学運営委員会規程」には議決に関する条文がないため、改善が望まれる。

理事会および評議員会で確認した事業計画に基づき、大学の構成員に対して法人の経営方針と毎年の重点課題を提示し周知している。

法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設け、必要な事務職員を配置しているものの、「学生支援室」の規程の未策定、「学部入学者選抜委員会」「大学院入学者選抜委員会」の管理運営組織図の名称の不整合など、組織改革とそれに対応した規程や組織図の策定が一致していない点については、改善が望まれる。

事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みについては、小規模大学ならではの職員と教員が一体となり、「合同スキルアップセミナー」を行っていることは評価できるが、その成果の検証が行われていないため、改善が望まれる。

監事の職務は「寄附行為」で規定されている。また「監事監査規則」でも、監査

計画の立案、業務監査（政策監査、執行監査）、会計監査について規定されている。

「予算規則」が定められ、法人理事長である経理統括責任者の予算作成指示のもとに法人が運営する各学校の事務（局）長が予算作成を行っている。法人本部は、貴法人全体の予算原案を策定して、事業計画案とともに評議員会に諮問して理事会で決定するというプロセスが機能している。予算の執行に関しては、規程に定められており、各学校の事務長は毎月執行状況を理事長に報告義務を負い、理事長は四半期ごとに理事会、評議員会に報告する義務を負っている。

予算配分と執行プロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性について、学長の主導の下、「自己点検・評価委員会」において、恒常的かつ適切に検証を行い改善につなげている。

(2) 財務

貴大学は、医療学部が 2010（平成 22）年 4 月に開設されたばかりであり、2013（平成 25）年度に医療学部の完成年度を迎えることから、現状の財政状況は厳しいものとなっているが、財政基盤の確立、財務計画の策定などに係る到達目標が掲げられていない。したがって、中・長期的な財政計画を策定し、具体的な到達目標を設定して、毎年度検証、見直し作業を行っていくよう、改善が望まれる。

貴大学は、いまだ私立大学等経常費補助金を申請することができないため、帰属収入の 95%以上が学生生徒等納付金となっており、定員の確保が重要である。これについて医療学部では、開設初年度の 2010（平成 22）年度には定員割れとなったが、その後は入学定員を確保できている。しかしながら、リハビリテーション研究科については、入学定員に対する入学者数の割合が 2008（平成 20）年度以降低い状況が続いており、入学定員確保についてさらなる努力が望まれる。

外部資金の獲得についても努力されているとのことであるが、割合としてはまだ低いので、外部資金の獲得についてさらなる努力が望まれる。

「要積立額に対する金融資産の充足率」について、医療学部の開設前年度である 2009（平成 21）年度に急激に落ち込み、その後も少しずつ下がっている状況であったが、2012（平成 24）年度には若干回復している。医療学部の完成年度より少しずつ充足していくことが望まれる。

10 内部質保証

貴大学は、「学則」および「大学院学則」に「その教育研究水準の維持向上を図り、その目的達成のため、大学の教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う」と定めている。自己点検・評価の企画・立案および責任については、学長が総合的に担うこととしている。これに基づき、自己点検・評価は、「自己点検・評価

新潟リハビリテーション大学

委員会」を中心に、各種委員会の代表者で組織される同委員会作業部会で実施し、点検・評価による検証や見直しは、所管する各種委員会で随時審議するシステムとなっている。各種委員会の審議結果は、教授会を経由して、学長を頂点とする「大学運営委員会」に集約され、最終的な意思決定を行うというプロセスも明確である。しかし、自己点検・評価に関わる検証が実施されているとはいいがたく、各基準ごとの検証体制も十分であるとはいいがたい。今回の認証評価を契機として整備された内部質保証システムの継続的な運用が望まれる。

学部は完成年度を迎えていないため、毎年「履行状況報告書」を文部科学省に提出しており、その際、指摘を受けた事項については真摯に対応している。ただし、第三者評価については法令で定められた認証評価のみであり、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫が望まれる。

情報公開については積極的に取り組んでおり、学校教育法（同法施行規則）で公表が求められている事項、財務関係書類、自己点検・評価の結果などが、公的な刊行物、ホームページ等によって、受験生を含む社会一般に対して公表されている。なお、「情報公開規程」を定め、情報公開請求があった場合においても対応の措置を施している。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2017（平成29）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

一 努力課題

1 学生の受け入れ

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、医療学部が0.89、リハビリテーション研究科が0.19と低いので、改善が望まれる。

2 管理運営・財務

(1) 管理運営

- 1) 最高意思決定機関である「大学運営委員会」の規程に議決の条文が定められていないため、改善が望まれる。

(2) 財務

- 1) 貴大学の現状の財政状況は厳しいものとなっているが、財政基盤の確立、財務計画の策定などに係る到達目標が掲げられていない。中・長期的な財政計画を策定し、具体的な目標を設定して、毎年度検証、見直し作業を行っていくことが必要である。

以 上